

## 木村義次の101年（その1）

当事務所創業者(岳父)の木村義次が永眠いたしました。その101年は活力に満ちたものでした。

大正7年鴨島町で出生。徳島商業高校卒業後「江商」(現在の総合商社兼松(株))に就職。経理事務を叩き込まれる。その後、病を得て2年間の療養生活。母親の手厚い介護で奇跡的に回復。病歴のため兵役には行けなかったが、志願してシンガポールに軍属として従軍。敗戦の後、イギリス軍の捕虜となる。家族の元に帰るため「模範的な捕虜生活」を送り、無事帰還。シンガポール在住4年。



(竹内)

## 確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告納税は **令和2年3月16日(月)** まで、消費税及び地方消費税の申告納税は **令和2年3月31日(火)** までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、所得税及び復興特別所得税の振替日は令和2年4月21日(火)、消費税及び地方消費税の振替日は令和2年4月23日(木)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

### <所得税>

※確定申告をする必要のある方

- ① 給与所得がある方のうち、
  - ・ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
  - ・ 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
  - ・ 給与を2か所以上から受けている方(一部の方を除く) など
- ② 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
  - ・ 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
  - ・ 公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円を超える方※税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きは必要な場合があります。
- ③ 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- ① 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- ② 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- ③ マイホームに特定の改修工事をしたとき
- ④ 認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
- ⑤ 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- ⑥ 多額の医療費を支出したとき
- ⑦ 特定の寄附をしたとき(ふるさと納税のワンストップ特例を使われる方は除く)
- ⑧ 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したいとき



**令和2年分**の所得税確定申告から「65万円の青色申告特別控除」の適用要件が変わります。

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

- ① 青色申告特別控除額が変わります。(現行:65万円⇒改正後:55万円)
  - ② 基礎控除額が変わります。(現行:38万円⇒改正後:48万円)
  - ③ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて  
e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。
- ※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

さくら税理士法人では、電子申告を推進しております。

(後藤)

## 貸金債権の消滅時効期間の延長 事実上決定 (現在2年 → 当面3年)



- 民法改正に合わせて、令和2年4月1日から施行
- 令和2年4月以降に発生した貸金債権について適用
- 起算点は、毎月の貸金債権発生日

※貸金債権…未払貸金、残業代等

※貸金…貸金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの。  
この「貸金」には、月給、週給、日給など定期的に支払われる貸金はもとより、通貨以外のもので支払われるもの、時間外・休日労働に対する割増貸金、年次有給休暇期間中の貸金等も含まれます。

(吉田)

### 2月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 3月2日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)  
じん肺健康診断実施状況報告(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

## 法務係 ～ 商業登記に係る登録免許税 ～

登記簿謄本に記載されている事項を変更・追加する場合には、必ず登録免許税が必要となります。主な項目と登録免許税は次のとおりです。

項目	登録免許税
①株式会社の設立	資本金額の1,000分の7 計算した金額が15万円に満たない場合は、1件につき15万円
②合同会社の設立	資本金額の1,000分の7 計算した金額が6万円に満たない場合は、1件につき6万円
③資本金の増加 (株式会社又は合同会社)	増加した資本金額の1,000分の7 計算した金額が3万円に満たない場合は、1件につき3万円
④商号・目的・公告方法等の変更、 資本金の減少 他	1件につき3万円
⑤支店設置	1箇所につき6万円
⑥本店・支店の移転	1箇所につき3万円
⑦役員の変更	1件につき3万円 資本金の金額が1億円以下の会社については1万円
⑧解散の登記	1件につき3万円
⑨清算人の登記	1件につき9,000円
⑩清算終了の登記	1件につき2,000円

④の項目については同じ申請書で提出すると3万円で済みますので、登記事項の変更を検討する場合は注意が必要です。  
(田中)

## 資産税係 ～ 相続税申告にあたっての注意点② - 名義預金 - ～

配偶者や子どもや孫などの名義になっているのに、実際には被相続人がお金を出しており、実質的に被相続人の財産と認定される預金のことを名義預金といいます。

例えば、おじいちゃんが孫の名前で預金通帳を作り、孫には内緒で毎年110万円ずつ預金していたとしましょう。おじいちゃんは、110万円は贈与税の基礎控除内だから無税で贈与してきたつもりです。しかし、この場合、贈与は成立しておらず、この預金は孫の名義預金となり、このおじいちゃんの相続財産となります。

相続税の税務調査における申告漏れの第1位は「現金・預貯金等」ですので、被相続人の預金の把握にはご注意ください。



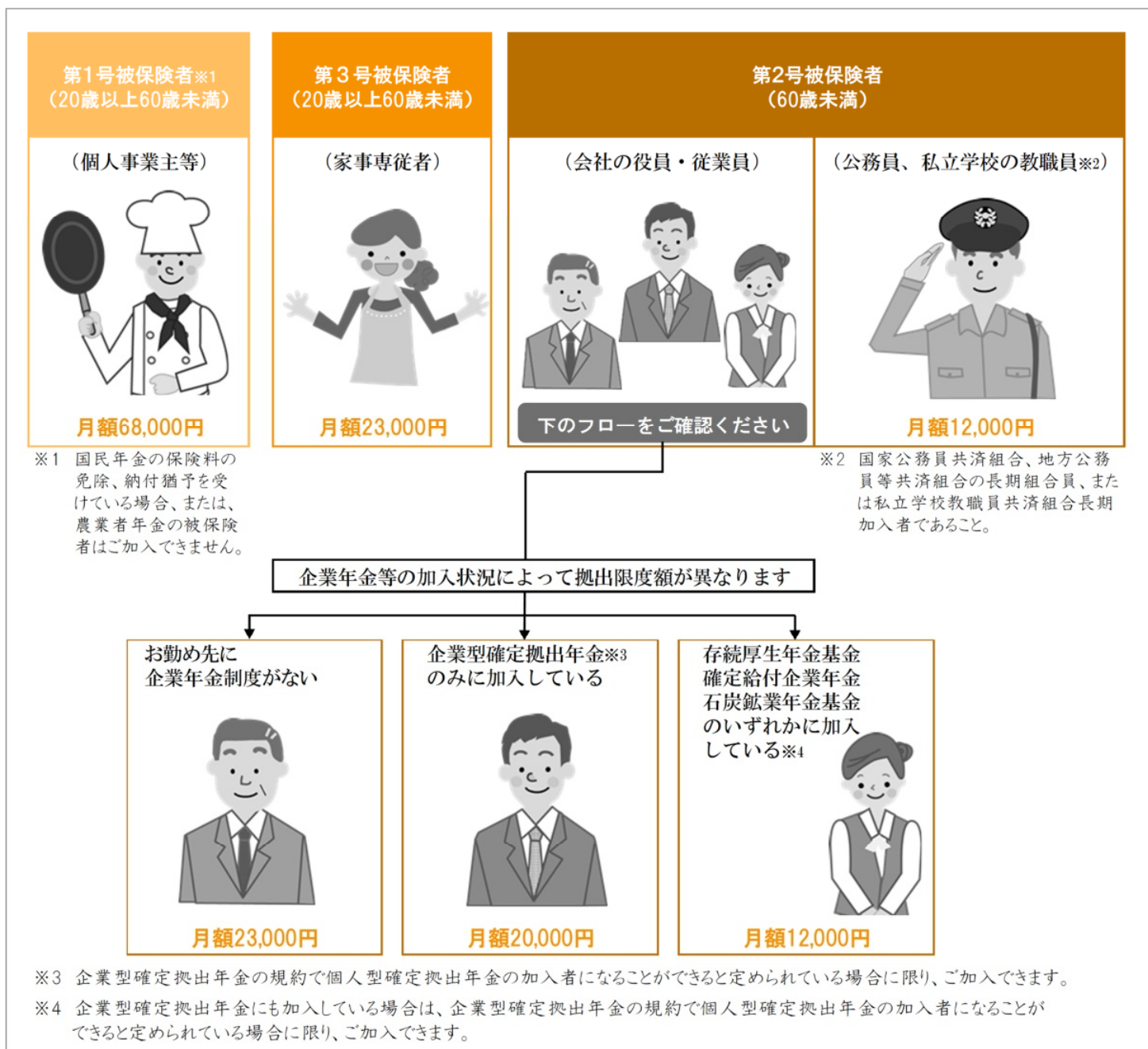
(坂田)

## リスマネ委員会 ～「iDeCo」加入資格について～

今月号では、1月号でご案内させて頂いた「iDeCo」の加入資格について説明いたします。

「iDeCo」では加入資格・拠出限度額が、被保険者別、お勤め先の企業年金制度等に応じて異なります。2017年から加入資格が大幅に緩和されておりますので、以下の図を参考に加入できるかどうかご確認ください。

なお、加入期間(積立が可能な年齢)については、今後延長される可能性があります。



次号では、「iDeCo」の税制優遇メリットについて説明いたします。

(さくらビジネス)

### 2月の税務

#### ■2月3日から3月16日まで

1 前年分贈与税の申告

#### ■2月10日

2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

#### ■2月17日から3月16日まで

3 前年分所得税の確定申告

#### ■3月2日

4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

#### ■2月中において市町村の条例で定める日

10 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

※ 税理士記念日… 2月23日

## 会計制度 ～ 会計と税務の違い② 交際費 ～

日々のビジネスシーンには、取引先との食事会やゴルフ、お中元やお歳暮のやり取り等、コミュニケーションを深める目的で様々な支出が生じます。これを交際費といいます。

企業会計上、交際費は事業のために使われている限り、原則として支出した額が全額費用となります。

しかし、税務上は、原則として支出した交際費の全額を損金にすることができません。これは無制限に交際費の損金算入を認めると、接待をすればするほど税金の納付を回避することにつながるため、前回お伝えした税務の目的である「課税の公平性」を欠くことになるからです。

ただし、交際費の額のうち、「接待飲食費(※1)の額の50%」に相当する金額は、損金の額に算入することができます。(※2) さらに資本金1億円以下の法人等については、800万円以下の交際費が全額損金算入でき、上記の「接待飲食費の額の50%」といずれか有利な方を事業年度ごとに選択適用できます。

※1 交際費のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用

(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。)

※2 資本金等の額が100億円を超える法人は、令和2年4月1日より開始する事業年度からは、適用が除外されます。

(孝志苗)

## 税務Q&A ～ 資格取得費用を会社が負担してもいいの? ～

会社負担の受講料等は、原則としてその従業員等に対する給与等とされます。

しかし、職務に直接必要な技術や知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための受講料などの費用は、その金額が適正なものである場合には、給与として課税しなくてもよいことになっています。

したがって、以上に基づくものであれば、従業員や役員個人に属する資格の取得であるとしても、課税関係は生じません。

(岸上)



## 改正法セミナーのご案内

下記の日程で研修会を開催いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。(要予約)

日 程 令和2年2月13日(木) 13時30分から  
場 所 徳島県教育会館



当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪ よろしくお願いたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。



さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
㈱さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181